

第50回衆議院議員総選挙 第26回最高裁判所裁判官国民審査

投票は私たちの貴重な権利が表現される大切な機会です。あなたの大事な一票を棄権しないで投票しましょう。



投票日

10月27日(日)

■ 選挙権を有する方

● 住所と年齢

令和6年7月14日以前に転入届出をした方で、平成18年10月28日以前に出生した方です。

● 転出者

新郷村から他の市町村に住所を異動した方で、異動先の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、新郷村の選挙人名簿に登録されている方は、新郷村で投票できます。

■ 投票の方法

● 投票用紙

①小選挙区選出議員選挙(投票しようとする青森県第2区の候補者の氏名を一人書いてください。)

②比例代表選出議員選挙(投票しようとする一政党等を書いてください。)

③最高裁判所裁判官国民審査

○やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いてください。

○やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

● 投票の順序

①最初に小選挙区選出議員選挙の投票用紙が交付されますので投票してください。

②次に、比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙が同時に交付されますので、それぞれ投票してください。

■ 投票所入場券

入場券はすべての有権者に送付します。あらかじめ投票所を確認してください。

入場券は投票当日持参願いますが、もしも入場券が届かない場合、または紛失された場合でも本人であることが確認できれば投票できますので、投票所でその旨申し出てください。

■ 期日前投票

投票当日、仕事・用事・旅行・冠婚葬祭・病気・ケガ・出産等により投票できない時は、期日前投票ができます。

●投票期間 10月16日から10月26日まで

●時間 午前8時30分から午後8時まで

●期日前投票所 新郷村山村開発センター1階「中会議室」

● 投票の手続き

選挙当日の投票所における投票手続きとほぼ同じです。

(なお、宣誓書※の提出を必要とします)

※宣誓書は、期日前投票所に用意してあるほかに、入場券裏面に印刷されているもの及び村ホームページ(<http://www.vill.shingo.aomori.jp/>)からダウンロードしたものを使用できます。あらかじめ必要事項を記入してからおいでになりますと受付が早くなります。

■ 不在者投票

名簿登録地の市町村以外の市町村や病院、老人ホーム(不在者投票ができる施設として指定されているところに限ります。)などで行う場合は、従来どおり不在者投票として行われます。不在者投票を行う場合は、早めに入所されている病院長又は施設長に請求してください。

● 投票所及び投票時間 ●

第1投票所	新郷村山村開発センター
第2投票所	小坂地区公民館
第3投票所	西老人福祉センター
第4投票所	北老人福祉センター

第5投票所	水沢地区農業集落多目的集会施設
第6投票所	第七分団屯所
第7投票所	長崎集会所
第8投票所	西越地区公民館

第9投票所	住民憩いの家
第10投票所	中崎生活文化センター

全投票所

午前7時から午後6時まで